

# 刑弁でGO!

第40回

## 裁判員裁判 殺意認定落ち判決

刑事弁護委員会委員 白井 徹 (60 期)

今回は、殺人未遂被告事件について報告する。

本件では、被告人の自白調書、被害者及び目撃者の証言全ての信用性が否定され、殺意が認定されなかった。

### 1 事案と争点等

#### (1) 事案

被告人が、会社の同僚である被害者及び目撃者らと飲酒した後、午前3時50分ころ、被害者の言動に腹を立て、自室から包丁を持ち出した上、被害者に対してこれを振り回すなどして、同人に対し、加療42日間を要する頸部切創、外形静脈・顔面動脈切斷等の傷害を負わせたという事案である。

現場付近は、宿泊所1階の通路から地面に降りる3段の階段があり、階段から降りた地点から1.5メートルほど先に、同通路と垂直に伸びるフェンスが設置されている。

#### (2) 争点

争点は、殺意の有無。

犯行態様については、検察官は、被告人が階段から降り、被害者をフェンスに押し付けるまでの間に、既に手に持っていた包丁で被害者を切りつけたと主張した。弁護人は、被告人は被害者から階段上に押し倒された後に包丁をポケットから取り出し、そのときに無我夢中で振り回したにすぎないと主張した。

他方、被告人が、上記階段から降り、階段下にいた被害者にぶつかった上その後方にあるフェンスまでこれを押し付け、その直後、被害者から押し返され、

上記階段の上に仰向けに押し倒されたことについては争いがなかった。

### 2 戦略

#### (1) 問題点

問題点は、被告人の自白調書が作成されてしまったことである。

被告人は、飲酒等の影響もあり、事件当時の記憶が余りなかった。そこで、検察官に都合のいい調書が作成される危険性は極めて高いと判断し、被告人に対し接見のたびに、署名・指印の拒否をすすめた。

しかし、被告人は、同僚でもあり先輩でもあった被害者に対し強い罪悪感を持っていた。また、犯人性まで否定するものではない。さらに、人に迎合しやすい性格もあったように思う。これにより被告人は、結局は検察官の誘導により事実を推論し、その誘導に乗った形で調書の作成にに応じてしまったのである。接見のたびに説得し、その場では被告人は納得し、署名には応じないと決意しつつも、取調べの段階になるとその意思を押し通すことが出来なかった。

また、被害者及び目撃者の供述についても、検察官のストーリーに沿うものであった。

#### (2) 対策

以上のように、供述証拠は全て検察官に有利な内容となっていた。

他方、本件では、上記各供述調書の信用性に疑問を持たせる事実が存在した。それは、

①現場には、階段上に多量の血痕はあるが、階段か

らフェンスまでの間には血痕がほとんどないということである。被害者は、顔面動脈を切断されているところ、その切断があると、短時間で大量の吹き出すような出血があることが医学的に確認されている。

②事件前には曲がっていなかった包丁が、事件後には根元から10度ほど曲がっていたこと。検察官ストーリーでは、曲がった包丁を説明することが困難であった。

③犯行現場は暗く、街灯や階段上の明かりくらいしかなかった。

④目撃者の視力が悪い。

⑤被告人、被害者、目撃者らは、約9時間にわたり飲酒し、酩酊していた。

⑥殺害の動機は薄い。

そこで、弁護人は、以上①ないし⑥の事実等を根拠に据え、被告人、被害者、目撃者らの供述の信用性を争うこととした。

### 3 公判

#### (1) 冒頭陳述

冒頭陳述では、①被害者との関係を含む被告人の身上、②事件の概要、③審理において留意して欲しい点をペーパーレスで述べ、事後的に、簡潔にまとめたA4サイズの書面を配布した。

#### (2) 証人尋問（被害者、目撃者）

供述の変遷を指摘し、他方で、弁護人に有利な事実（視認状況、視力、飲酒内容、記憶が断片的であること等）を引き出すことに終始した。

#### (3) 被告人質問

公判においては、被告人は自分の言い分をそれなりに話すことができたように思う。元々口下手な点はあったが、自分の記憶通りに、自分の言葉で、真剣に話すよう心がけていた。

#### (4) 弁論

弁論では、客観的事実を中心的根拠に据え、殺意の有無に関してのみ述べることで、情状のみに関する事実については一切触れなかった。

それでも相当の量となり、情報の取捨選択を検討したが、それほど絞ることはなかった。

ただ、構成（項目分け）に気をつけると共に、説得力のある内容に絞るだけのことはした。

法廷では、書面を持ち、証言台の近くに立って、弁論を行った。なお、①事前に弁論要旨を短くまとめたA4サイズの書面1枚を配り、②事後的に、弁論要旨の原稿を配った。

裁判員裁判において②は余りないかもしれないが、あえて配ることとした。ただ、①の書面と②の弁論要旨がリンクし、簡単に検索できるよう、①の書面の項目等の横に、②の弁論要旨の該当頁を記載するなどした。

### 4 判決

判決では、現場の血痕の状況、被告人らの酩酊状況等が重視され、被告人の自白調書、被害者及び目撃者の証言の信用性が否定された。これにより、被告人が、いかなる場面で、いかなる体勢で、いかなる視点をもって被害者を切りつけたのかが不明であるとされ、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に基づき、殺意は認定できない、とされた。

なお、弁論で述べなかった情状についても、判決では的確にしん酌されていたことも付言しておきたい。

### 5 感想

今回は、改めて客観証拠を重視することの重要性、そしてそれは、裁判員裁判においても変わらないということを強く感じた。